

今、飯山の農業がおもしろい！



支援制度（交付金）※抜粋

「国」農業次世代人材投資事業 （旧青年就農給付金（準備型））

- ・就農予定時の年齢が50歳未満の方
- ・農業技術等の研修中に、年間150万円を最長2年間給付します。

「国・市」農業次世代人材投資事業 （旧青年就農給付金（経営開始型））

- ・独立・自営就農時の年齢が50歳未満の方
- ・経営が不安定な就農直後に、年間最大200万円を最長5年間給付します。

※給付額が、平成29年度から50万円増額（市単独）になりました。

「市」個人就農支援交付金

- ・独立・自営就農時の年齢が50歳未満の方
- ・営農に必要な経費の4分の3、年間最大120万円を最長3年間交付します。

「市」定年帰農支援交付金

- ・独立・自営就農時の年齢が50歳以上65歳以下の方
- ・営農に必要な経費の4分の3、年間最大50万円を最長3年間交付します。

「市」親元就農支援交付金

- ・親元の就農又は就農見込みであること
- ・申請時の年齢が50歳未満の方
- ・営農に必要な経費の4分の3、年間最大120万円を最長3年間交付します。

飯山市農業研修センター

- ・研修時の年齢が50歳未満の方
- ・研修センターにおいて、2年間実践的な研修が受けられます。
- ・研修期間中は、月額13万円の営農生活支援資金を支給します。
- ・農業機械を無償貸与、農地の賃借料を全額支援します。

法人等支援交付金

法人等研修支援交付金

- ・法人等において農業に係る研修を実施する際、その被雇用者（申請時45歳未満）の賃金を2人まで交付します。
- ・年間交付する金額は上限50万円、最長2年間交付します。

法人等雇用定着支援交付金

- ・法人等において農業に係る業務に従事する者を雇用する際、その被雇用者（申請時45歳未満）の賃金を2人まで交付します。
- ・年間交付する金額は上限50万円、最長2年間交付します。

※各交付金には要件がございます。詳細は農林課農業振興係までお問い合わせください。